平成２６年（フ）第１６４号
岡山市北区平田151番地111サンシャイン平田205号
債務者　東　　哲生
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５１１号
北海道恵庭市黄金北１丁目７番地17
破産者　大森　宏之
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８６号
札幌市東区北27条東６丁目１番38―405号
破産者　宮崎　良子
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４６号
北海道北広島市大曲中央１丁目１番地13　第二佐々木マンション203号
破産者　今野　順子
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５３号
仙台市太白区東中田４丁目６番27号
破産者　伊藤　　登
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
仙台市若林区中倉２丁目25番20号　コローレ中倉106、従前の住所仙台市泉区高森２丁目１番地の46　パークハウス高森ヒルズＢ702
破産者　加藤真奈美（旧姓小野寺）
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４９０号
仙台市若林区南材木町23番地の１　プラウド河原町205
破産者　成田　浩憲
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
群馬県太田市新田大根町280番地１、前住所群馬県太田市新田大根町279番地１
破産者　金谷　好賢
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第５８１号
さいたま市岩槻区大字黒谷2158番地28
破産者　戸張　雅紀
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３３号
さいたま市浦和区大東３丁目21番５号　チェリーハイツ102、旧住所さいたま市浦和区領家４丁目15番10号
破産者　山田　昇一
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７０号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室375番地２　伊奈ＯＣマンション401
破産者　相米　誠一
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
長野市神楽橋75番地80
破産者　新井　宏侑
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
愛知県豊橋市下地町字門75番地３
破産者　大石　尚之
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第６８９号
大阪府交野市星田１丁目17番36―205号、申立時の住所大阪府交野市幾野２丁目34番５―105号
破産者　末松　勇基
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３９９号
大阪府豊能郡能勢町宿野432番地の15
破産者　桜井　正博
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４８号
大阪府吹田市江坂町２丁目３番30―412号、前住所大阪市淀川区西中島１丁目９番28―712号
破産者　野間　　宏
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７６号
大阪府寝屋川市新家１丁目１番９号
破産者　竹村　広信
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３１号
大阪府枚方市走谷１―11―12ヴィラアロー104　渡辺デンタルワークス内、住民票上の住所大阪府枚方市宮之阪２丁目５番１号
破産者　渡辺デンタルラボこと渡辺耕二こと　渡邉　耕二
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部